

2/16木～3/15木 税の申告

平成23年度の確定申告と
平成24年度市・県民税の申告相談・受付
日時 2月16日木～3月15日木
午前9時～午後5時
場所 名張市役所1階大会議室
ゆめドームうえの(伊賀市ゆめが丘)
※土・日曜日は除く。会場の混雑状況によっては早め
に受付を終了させていただく場合があります。

市民税・県民税 申告相談

- いずれの会場も開催時間は1時間となります。
- 確定申告(所得税)は受け付けできません。

受付・相談日	会場	時間
2月23日木	蔵持公民館	午前9時30分～
	つつじが丘公民館	午後1時30分～
2月24日金	名張公民館	午前9時30分～
	薦原公民館	午後1時30分～
2月28日火	桔梗が丘公民館	午前9時30分～
	くにつふるさと館	午後1時30分～
2月29日水	梅が丘市民センター	午前9時30分～
	錦生公民館	午後1時30分～
3月1日木	赤目公民館	午前9時30分～
	百合が丘市民センター	午後1時30分～
3月2日金	箕曲公民館	午前9時30分～
	すずらん台市民センター	午後1時30分～
3月6日火	美旗市民センター	午前9時30分～
	比奈知公民館	午後1時30分～

平成24年度の主な税制改正

■年金所得者の申告手続きの簡素化
年中の公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告書を提出する必要がなくなります。
※この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
※公的年金など以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が不要場合でも市・県民税(住民税)の申告は必要です。

■扶養控除の改正(右表参照)
年少扶養親族(扶養親族のうち16歳未満の人)に対する扶養控除(33万円)が廃止されます。これに伴い、扶養控除の対象は、16歳以上の扶養親族となります。
年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除は、上乘せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。
※金額は市民税・県民税の額です。
※年少扶養親族にあたる人が障害をお持ちの場合、障害者控除の適用はあります。

■寄附金税制の拡充
平成23年中の一定の寄附から、寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円へ引き下げられました。

申告が必要な人は…

所得税 関 上野税務署 ☎ 21-0950

確定申告が
必要な人

- 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円以上の人
- 給与を2カ所以上からもらっていて、所得の合計が20万円以上の人
- 営業・農業・報酬等・不動産・年金・譲渡などの所得があり、税法により所得税の納税が必要な人

申告すれば
税金が戻って
くる人

- 給与所得や退職所得があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受けられる人
- 給与所得者で年の途中で退職したなど、年末調整を受けなかった人
- 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

★源泉徴収された税金や予定納税した税金が、納めすぎの場合は税金が戻ってきます(還付)。還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

○確定申告の問い合わせ専用窓口「確定申告テレフォンセンター」[3月15日木まで]
→上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

※譲渡所得・贈与税・消費税の申告は名張市役所会場でも受け付けますが、ゆめドームうえの会場(伊賀市ゆめが丘)を案内させていただく場合があります。なお、上野税務署では申告会場を設けていません。
※平成23年度の確定申告書は1月末頃に送付予定ですが、電子申告推進のため、昨年電子申告をした人(申告会場でパソコン入力をした人を含む)と、国税庁HPから申告書を作成し提出した人には送付されません(代わりに申告案内が送付されます)。申告書が届かない場合でも、確定申告が必要な人は必ず申告してください。

電子申告(e-Tax)しませんか?

所得税の確定申告を電子申告(e-Tax)で行うと、添付書類の省略ができたり、還付を受ける期間が短縮できたりする利点があります。また、平成23年度の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申請期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4千円(平成24年度は最高3千円に引き下げ)の控除を受けることができます。※この控除は平成19年分から平成24年分までの間で、いずれか1回の適用となります。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

市民税・県民税 関 課税室 ☎ 63-7429

市・県民税
申告が必要
な人

- 平成24年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
- ・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
- ・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行なうのに必要な場合があります。○申告書には必ず電話番号を記載してください。

申告の持ち物

- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票
- 住宅ローン控除を受ける場合
売買契約書、登記事項証明書、住民票、借入金の年末残高証明書など
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合は、それらの保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
支払った医療費の領収書(支払った金額を集計しておいてください)、保険などで補てんされた金額の分かる書類
- その他「雑損控除」「社会保険料控除」「寄附金控除」なども領収書、証明書が必要
- 医療費の集計や収支計算書の作成などは事前に済ませて申告会場へお越しください。

H24年度以降	H24年度以降				同居老親 7万円
	廃止	一般の控除対象 扶養親族 33万円	特定扶養親族 45万円	一般の控除対象 扶養親族 33万円	老人扶養親族 38万円
	～15歳	16～18歳	19～22歳	23～69歳	70歳～
H23年度まで	年少扶養親族 33万円	特定扶養親族 45万円		一般の控除対象 扶養親族 33万円	老人扶養親族 38万円
					同居老親 7万円

	市民税・県民税		所得税(参考)	
	H23年度まで	H24年度以降	H22年分まで	H23年分以降
～15歳(年少扶養親族)	330,000	0	380,000	0
16～18歳	450,000	330,000	630,000	380,000
19歳～22歳(特定扶養親族)	450,000	450,000	630,000	630,000
23歳～69歳(一般の控除対象扶養親族)	330,000	330,000	380,000	380,000
70歳～(老人扶養親族)	380,000	380,000	480,000	480,000